

平成15年9月18日
国土交通省建築指導課

告示対象外で規制を受けない建材の例とその扱い

告示対象以外の建材については、ホルムアルデヒドの発散がほとんど認められないことから、居室の内装仕上げや天井裏等に、規制を受けることなく使用することができます。

- 金属類 : アルミ板、銅板、ステンレス板、珪瑯鉄板(PCM板、塩ビ鋼板、カラーアルミ等を含む)
- コンクリート類 : コンクリート、モルタル、コンクリートブロック
- 窯業建材 : ガラス、タイル、レンガ
- 天然石材 : 石材、大理石
- 無機系塗壁(水和硬化型・自己接着型) : 漆喰、プラスター
- 木材 : ムクの木材、縦継ぎ等面的に接着して板状に成型したものでないもの
- ボード類 : 木質系セメント板、パルプセメント板、石こうボード、ケイカル板、ロックウール吸音板、
インシュレーションボード、ハードボード、火山性ガラス質複層板、竹製のフローリング(接着剤等は別途判断)
- 化粧材 : 印刷紙、オレフィンシート、突板、塩ビシート、高圧メラミン樹脂板
- 塗料 : 告示対象以外の塗料
セラックニス類、ニトロセルロースラッカー、ラッカー系シーラー
ラッカー系下地塗料、塩化ビニル樹脂ワニス、塩化ビニル樹脂エナメル
塩化ビニル樹脂プライマー、アクリル樹脂ワニス、アクリル樹脂エナメル
アクリル樹脂プライマー、合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー
合成樹脂エマルジョン模様塗料、合成樹脂エマルジョンパテ、家庭用屋内壁塗料
建築用ポリウレタン樹脂塗料、つや有合成樹脂エマルジョンペイント
アクリル樹脂系非水分散樹脂塗料
オイルステイン、ピグメントステイン
- 接着剤 : 告示対象以外の接着剤
酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤、
ビニル共重合樹脂系エマルジョン形接着剤、ゴム系ラテックス形接着剤、
エポキシ変性合成ゴム系ラテックス形接着剤
水生高分子-イソシアネート系接着剤、 -オレフィン樹脂系接着剤
エポキシ樹脂系接着剤、ウレタン樹脂系接着剤
変成シリコーン樹脂系接着剤、シリル化ウレタン樹脂系接着剤
ホットメルト形接着剤
- 仕上塗材 : 告示対象外の仕上塗材
内装セメント系薄付け仕上塗材
内装消石灰・ドロマイトプラスター系薄付け仕上塗材

— PARA対象項目

内装けい酸質系薄付け仕上塗材、内装水溶性樹脂系薄付け仕上塗材

内装セメント系厚付け仕上塗材

内装消石灰・ドロマイトプラスター系厚付け仕上塗材

内装せっこう系厚付け仕上塗材、内装けい酸質系厚付け仕上塗材

ポリマーセメント系複層仕上塗材、可とう形ポリマーセメント系複層仕上塗材

防水形ポリマーセメント系複層仕上塗材、けい酸質系複層仕上塗材

反応硬化形成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材

防水形反応硬化形成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材

合成樹脂溶液形系複層仕上塗材、防水形合成樹脂溶液系複層仕上塗材

ただし、これらを素板として二次加工した場合には、使用される接着剤等に応じて、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。